

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年2月7日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
九州新幹線建設局長 瓜生良知

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和5年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局（以下「当機構」という。）の職員が、業務上必要な場合に借上乗用自動車（以下「タクシー」という。）を電話等により配車し当機構の職員の指示する目的地まで安全に運送すること及び利用に際し現金に代えて乗車が可能となるタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び当機構の経理手続き及び契約手続きに対応可能な特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者との契約手続に移行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 電話等による配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約日 契約締結日は、令和5年4月3日とする。ただし、4月3日において支出負担行為を行うことができなかった場合は、4月4日以降に支出負担行為を行うことが可能となった日とする。

3 業務目的

本業務は、当機構の職員が、業務上必要な場合にタクシーを電話等により配車し当機構の職員の指示する目的地まで安全に運送すること及び利用に際し現金に代えて乗車が可能となるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。
- (2) 過去 1 年間に於いて、国土交通省九州運輸局（以下「九州運輸局」という。）から業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 本件に関する次の参加条件をすべて満たしている者であること。ただし、詳細は別途交付する説明書によるものとする。

ア 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ、営業区域として九州運輸局福岡運輸支局、同佐賀運輸支局又は同長崎運輸支局いずれかの許可を受けているタクシー事業者を対象としたタクシーチケットを供給できる者であること。

イ 供給するタクシーチケットで配車可能なタクシー車両台数が福岡運輸支局、佐賀運輸支局又は長崎運輸支局いずれかの営業区域において 100 台以上である者であること。

ウ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 4 年 2 月）」の「22-8 旅客輸送（自動車）の【判断の基準】」を満たしている者であること。

エ 有効に使用できるタクシーチケットを無償で当機構に提供できる者であること。

オ タクシー利用料金を除く事務取扱手数料等の料金が当機構に対して発生しない者であること。

カ タクシー利用料金の支払は、1 か月ごとの精算払いとすること。

キ タクシー料金請求書は毎月 14 日締めで、当月 20 日までに提出が可能な者であること。なお、請求書には内訳明細書及び使用済タクシーチケットの写しを添付すること。

ク 上記アからウまでについては、これらの事実を証明又は確認することができる書面の写しを参加意思確認書の提出期限までに提出すること。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 契約手続等

(1) 担当箇所

〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 総務部 契約課
電話 092-283-9604 F A X 092-283-9624
電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp

(2) 内容説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間

公示日から令和5年3月9日まで。

イ 交付方法

当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所

アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和5年3月9日16時

イ 提出場所

5 (1) に同じ。

ウ 提出方法

提出場所へ郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

提出期限までに参加意思確認書等が到達しなかった場合は受け付けない。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5 (1) に同じ。

(3) 資格審査にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(4) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(5) 詳細は説明書による。